

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成24年 3 月 5 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 2 号	壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第 2	議案第 3 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 3	議案第 4 号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第 4	議案第 5 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第 5	議案第 6 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第 6	議案第 7 号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 7	議案第 8 号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 8	議案第 9 号	壱岐市公民館条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第 9	議案第10号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第10	議案第11号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第11	議案第12号	壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第12	議案第13号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第13	議案第14号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第14	議案第15号	壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第15	議案第16号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第17号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第18号	壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第19号	壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託

日程第19	議案第20号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第20	議案第21号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第21	議案第22号	壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第22	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第23	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第24	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第29	議案第30号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第30	議案第31号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第31	議案第32号	平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第32	議案第33号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第33	議案第34号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第35号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第36号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第36	議案第37号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第37	議案第38号	平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第38	議案第39号	平成24年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第39	議案第40号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託

日程第40	議案第41号	平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第41	議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第42	議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第43	議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第44	議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第45	議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第46	議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第47	議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第48	議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第49	議案第50号	壱岐市ケーブルテレビ施設設置条例の一部改正について	企画振興部長説明 質疑なし、 総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鷓瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員(1名)

12番 中村出征雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 眞鍋 陽晃君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 堤 賢治君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長(市山 繁君) 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付をいたしております。また、監査委員より定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

日程第1・議案第2号～日程第48・議案第49号

議長(市山 繁君) 日程第1、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定についてから、日程第48、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算についてまで48件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について質疑を行

います。

質疑の通告がありますので、これを許します。1番、久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 議案第2号の壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定の中で、ページ数で43ページ、下のほうに施策の方向というのがあります、その中で「介護予防教室や講演会などを通じて介護予防に関するボランティアの育成を目指します」という項目があります。その中で、下のほうで「広域リハビリテーション支援センター（壱岐市民病院）及び協力機関が実施する転倒骨折予防体操普及推進事業サポーター養成に協力してサポーターの養成を図ります」という項目がありますが、このことについて初めて耳にするサポーターということなので、もう少し詳しい説明をいただければと思っております。

議長（市山 繁君） 山口環境保健部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 転倒骨折予防体操でございますが、これにつきましては、こういう転倒予防をすることによって医療費が削減できるというデータが出ておりますので、壱岐地域リハビリテーション連絡協議会が、老人クラブや社会福祉協議会のふれあいサロン事業等を利用し、自主的に公民館等で活動されてあるグループに呼びかけ、介護予防の一環として転倒骨折予防体操を推進され、そのグループの中からリーダーを育成することが目的で実施されておられます。

壱岐地域リハビリテーション広域センターは、壱岐市民病院がセンターとして申請をしております。その中で協力病院として、品川病院、光武病院、かたばる病院、協力施設として介護老人保健施設、壱岐光風、協力歯科医院として松永歯科、村瀬歯科、こういう方のメンバーで各担当者がそれぞれ話し合われて、地元に出て転倒骨折予防体操を推進しておられます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） サポーター養成ということで、そのサポーターをどのような形で養成していくのかというのがちょっと見えないわけですね。と言いますのは、既にはつつ元氣塾とか、ゆうゆうお達者クラブのほうでも、転倒骨折予防介護予防事業として、地域の人たちの運動指導者等の参加をいただいて既に行っているわけです。そういうところと、今回新たに養成をされるこの転倒骨折予防サポーターとのその関係がよくわかりにくいので、詳しい説明をということで質問を投げているわけですけど。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 久保田議員さんが言われましたように、現在いろいろの形でいろいろの転倒骨折予防事業が行われております。その中で地域リハビリテーション広域支援センターとしての取り組みとして、地域に出向いていきますよということで、現在平成20年から

23年度までに地域に入っていろいろな教室をされております。その中では、いろいろの連携、市の包括支援センターとの連携、警察との連携、いろいろの状況の中で介護予防の推進をされております。そのリハビリテーション協議会としても、その目的としているいろいろと連携してやっていくということで、そういうことで事業計画として、しているところでございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 大体の流れはわかりました。ただ、私がここで質問とそれからお伝えしたいことは、既に動いているところもあると。新しく養成するところもあると。当然すぐ既に動いているところのその流れであるとか、そこの中の人材であるとかそういうところと、それから新たに今度計画されているサポーターとは、ひょっとしたらダブる場所もあるかもしれません。人間的にですね。ですから、そういうところをうまく連携をして、要は、より効果的な事業を計画していただきたいと思っているわけです。

私も健康づくりの推進事業の中には、かなり前から御存じのように加わっておりますし、介護予防事業にも加わらせていただいております。その中で初めて目にするこのサポーターだったので、ちょっと問い合わせをしたわけです。

とにかく今後流れはわかりましたので、今までであるところのはつつ元氣塾にかかわっていらっしゃる方と、それから今、今後行うということで広域リハビリテーション支援センター、こちらのこの計画にあります転倒骨折予防体操、ちょっと長いですけどね、推進事業サポーター養成、これをぜひうまくかみ合わせた上で計画の実行をしていただきたいと思っているわけです。

御存じでしょうけど、サポーターというのは、ちょっとお手伝いをするんですけど、高齢者の場合は、転倒骨折というこれ体操の普及とか運動の普及ですけど、かなりデリケートな部分がありますので、ただ単にサポーターを養成すればいいというものでもないんですよね。やはりそこにはしっかりとしたその医療関係者のバックアップと、それからしっかりとした指導体制がないとうまくいかない部分があるんじゃないかと思って質問をさせていただいたわけです。

以上です。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 広域リハビリテーションの支援センター事業につきましては、24年度からが新規ではございません。平成20年度からずっと行われてきておりました。そういう状況の中で、今後もこういうふうにして連携をしていくということで、介護保険計画に記載をさせていただいております。

以上です。

議長（市山 繁君） ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、第4号につきましては、地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、今回、壱岐市が出資する割合が、2分の1から4分の1になる法人については、市長の調査権が拡大されるわけですが、今回4つ、新たに第2条の中で上がっております。

まず、財団法人壱岐栽培漁業振興公社、壱岐空港ターミナルビル株式会社、株式会社壱岐カントリー倶楽部、壱岐クリーンエネルギー株式会社の4つが上がっているわけですが、今回4分の1以上については対象になったわけですが、今回のこの各それぞれの壱岐市の出資額と、及びその出資割合についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第4号の壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例制定についての中での追加法人の出資額と出資割合の御質問でございますけれども、その追加する法人は4法人でございます、その出資額と出資割合でございますが、財団法人壱岐栽培漁業振興公社で、出資総額8億円のうち4億円で出資比率は50％であります、そのうち8,000万円の10％は、市内5つの漁協から寄附金を充当しています。

次に、壱岐空港ターミナルビル株式会社でございますが、出資総額1,000万円のうち460万円で出資比率は46％であります。

次に、株式会社壱岐カントリー倶楽部は、出資総額7,200万円のうち2,640万円で出資比率は36.7％であります。

また、次に壱岐クリーンエネルギー株式会社でございますが、出資金総額は2,000万円でございます。そのうち510万円が壱岐市の出資額でございます。出資比率については25.5％となっております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 設置条例を改正する議案でございますが、今この時期に郷ノ浦町及び石田町の公害防止委員会の項を削るということでございますが、大変な勘違いをしていると思われまふ。確かに新施設が完了し、2つの施設は休止し、郷ノ浦町の分が24年度、石田町の分が25年度解体の予定をされておりますが、休止したらと即、委員会が24年3月31日に廃止するというのは、地域住民を愚弄していると思えまふ。

郷ノ浦町においては、半世紀近く当地点であり、当地は悪臭公害がひどく、途中からはダイオキシン問題が発生し、人々は悩みに悩み、ようやく休止に至ったわけでございます。その間、地域と焼却場の問題を話し合うということで公害防止委員会が設置され、数々の問題が浮上してきております。

その中にも協定書があるわけでございます。年末にも協議会があり、厚生委員長も委員として出席されております。数々の問題もあり持ち帰り地区住民と協議しているわけでございます。焼却場を休止したからといってすぐに廃止する議案を提出というのは、どう考えてみても納得ができません。執行部の中には焼却場に関する部長さんも3人いらっしゃいます。市長から提案があっても、なぜ助言がなかったのか、残念でなりません。

このような議案が簡単に提出されたこと自体、今後地元との信頼関係が崩れ、後処理には悪影響を及ぼすものと思っております。解体も含め周辺整備が終わってから、委員会、地元で謝罪の一つも述べてからでも議案の提出が正しいと思っておりますが、今回の提出について市長はどう思っているのか、お聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） この内容につきまして、今牧永議員がおっしゃること、そのことについても十分理解ができます。その後のことにつきましては、また地元との協議の中で考えられることではなからうかと思っております。

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） を公害防止委員会に委ねたわけですね。今後そうすると、地元自治会全員とお話をするわけですか。そういうのが大変だから公害防止委員会をつくって、その委員さん方と相談しているわけでございます。討論の場でございますので、後で委員会等で

も十分討論されると思いますので、こういうことをしとったら、先ほども申しますように、後処理に大変あなた方は苦労されますので、そこだけ伝えておきます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今の御発言の趣旨を十分に考慮いたしまして、本会期中の議論の中でいろいろお話をしていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ようございますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号沓崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） この中で、「体育指導員をスポーツ推進委員に改める」となっておりますが、このスポーツ推進委員について、定数はどのようになっているのか。また、どのように選考されているのか。通告はしておりませんが、今平均年齢はどのくらいなのか。また、年齢制限があるのかどうか。それから、どのような仕事内容というか、業務内容がどのようなものかをお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 14番、榊原議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ推進委員につきましては、定員は何名かとか、それからどのようにして選考しているのかというような御質問の趣旨でございます。

沓崎市スポーツ推進委員の定数というのは36名でございます。36名以内でございます。これは、これまでの体育指導員がスポーツ推進委員となりますので、このこれまでの体育指導員の設置の方針、あるいは精神などをそのまま引き継がせていただきまして、36人以内ということとさせていただきます。

それから、どのように選考されているのかということでございますけれども、これは、スポーツ推進委員の委嘱につきましては、スポーツ基本法というのが今度制定されまして、その32条に定めがございまして、「市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備のため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツ推進のための連絡調整や実技の指導助言ができる熱意と能力を有する者の中から委嘱する」ということにされております。これらに照らしまして、教育委員会が旧町地域のバランス、それから特技と申しますか、それらを考慮いたしまして委嘱をしているということでございます。

旧町のバランスということになりますけれども、これは、壱岐市発足当時の協議調整に基づきまして、36人の内訳を郷ノ浦が13、勝本が8、芦辺が10、石田が5、計36人とされているものでございます。

平均年齢につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんが、年齢は、30歳から、現在、上は57歳ぐらいの方までいらっしゃるというものでございます。年齢が何歳までという定めはございません。

それから、また男女は御質問をされておられませんけれども、男の方が26名、女の方が10名という内訳でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 総務常任委員会のほうで、また後のことはお尋ねいたします。一応これで終わります。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市公民館条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市体育施設条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 14番、榊原です。この条例について、私は解釈がちょっとしにくかったもので質問いたしますけれども、旧中学校体育館と学校開放施設の利用料が1回

500円と明記されていますが、どのようなときに有料で、どのようなときに無料となるのか。

それから、グラウンドについて、今度統廃合されまして、旧中学校のグラウンドですけれども、これの管理といいますか、その辺も含めて、また余分といいますか、管理の費用が高くなりますけれども、このグラウンドについて、どのようなことを決めてあるのか、お尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

旧中学校体育館と学校開放施設の利用が1日500円となっているというようなこと、それからどのようなときに有料になるのか、あるいは無料になるのかということ、それからグラウンドについてはどうかというふうな御質問の趣旨でございます。

体育施設の使用料につきましては、吉崎市体育施設条例第3条に定めがございまして、減免につきましては、その条例の第5条に定めがあるわけでございます。第1号から4号までには一般的なことを定めておりまして、5号のほうで「全各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認めるときは、これを減額することができる」ということでございます。

教育委員会の内規といたしまして、平成16年の11月から適用いたしております取扱要綱というものがございまして、この中に全額の免除の場合の定めをいたしております。

それは一つといたしまして、公民館、それから公民館組織、公民館の中には各部会などもございますが、それらを含んでおります。それから地域における婦人会、老人会、青年会、それからジュニアスポーツ団体、それからその他社会教育団体と認められるときということでございます。そういう場合に全部が免除でございます。

有料の扱いとして、1回500円の使用料を徴収しますのは、一般のスポーツ団体、いわゆるママさんバレーのクラブ、それから同好会のチームなどがございます。それらが利用する場合は有料とさせていただきます。グラウンドにつきましては、使用料は徴収をいたしておりませんけれども、夜間照明施設を使用する場合は、体育施設条例の定めによりまして使用料を徴収いたしております。

それから、グラウンドの管理につきましては、現在廃止された中学校の管理は、教育委員会のほうでいたしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 大体わかりましたけれども、今グラウンドの照明施設があるのは、旧鯨伏中学校ですかね、そこだけですよ。ほかのところは、何か要望が公民館長からナイター設備の要望が出ているとは思いますが、その辺の検討をされているのか、お尋ねして終わりますけれども。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 榊原議員の質問にお答えをいたします。

廃止されているグラウンドに対する照明施設の設置ということのお尋ねでございますけれども、確かにそのような要望は出されております。現在廃止された学校の取り扱いも含めて調整中でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号吉崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回の条例改正については、指定管理者制度の導入を促進されるための一部改正になっておりますが、今回使用においての別表第5条関係の中で、今回管理されるところにつきまして、芦辺の住民集会所においては、市民の憩いの場所として「老快待所」というところがありますが、今回この条例改正によって、その「老快待所」の取り扱いについては、どのようになるのか、お尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 吉崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、市民の憩いの場として設置された「老快待所」の取扱いは、どうなるかという御質問でございますが、この「老快待所」は、芦辺浦住民集会所の一階の西側に平成16年に設置をされております。長崎県商店街活力アップ支援事業により、空き店舗を利用して休憩場所、バスの待合所、地域住民の作品発表の場として市民の展示等の目的に整備をされているところでございます。

事業主体は、吉崎市商工会でありまして、管理についても商工会と商工会青年部で現在行っているところでございます。

商工会芦辺支所は、この集会所に事務所を置いておりますので、集会所の管理運営について、委託契約を交わしておりまして管理をしていただいているところでございます。現在は、商工会芦辺支所の勤務日は、平日の月曜から金曜までの8時45分から5時半までとなっております。

その勤務日にあわせて開所・閉所を行っていただいているところでございます。

しかしながら、商工会の組織の見直しによりまして、平成24年度からは、商工会芦辺支所が、月曜、水曜、金曜の週3日勤務となるために、火曜日と木曜日の開閉ができなくなります。しかしながら、今後「老快待所」の開閉については、商工会と協議を重ねているところでございますが、今後指定管理を視野に入れながら、住民サービスの低下につながらないように、現行のとおり「老快待所」としての役割を果たしていきたいと考えております。

今回は、指定管理者制度となってもスムーズな対応ができますように、使用料の改定もあわせて行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号壱岐市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今回定数の見直しが行われておりますが、85名ほど減員されて、現在はこの85名を減にしたときに、定数を満たしているのかどうか、お尋ねいたします。

それと、今後各消防団とも、地域の高齢化により新入団員がなかなか確保が難しいというようなことも聞いておりますが、今後の見通しとしてどうなのか。なぜこれを聞くかといいますと、私の考えをちょっと述べますが、常備消防が今61名ぐらいですかね、この常備消防のほうをやっぱり充実して、今まで負担かけておりました消防団がだんだん定数が私は減ってくるのではなからうか。中には統廃合も将来的には必要となってくるような感じがします。そこで、常備消防の充実のほうで、地域のため、今災害等突然きますけれども、そのようなときに対応が早くて専門でございますので、対応がいいんではないかと思っておりますが、その辺のこともあわせてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 松本消防長。

消防長（松本 力君） 14番、榊原議員の御質問にお答えいたします。

今回の定数の見直しにつきましては、1,105名の定数に対し、1,020名ということで改正を行うようにしております。現在消防団員は985名で、1,105名からは120名の不足、そして今回条例改正する場合でも35名の不足となっております。

現在、国、県、市、そして消防団が協力をしながら、消防団の加入促進に努めているところで

ございます。

その一例といたしまして、今年の成人式の折には、成人式会場で消防職員、消防団員、そしてその中の幹部の方たちが加入促進に動いております。また、消防団員を雇っている職場においては、消防団協力事業所というのを設け、その中で表彰を行い、また入札時のポイントの増加等を現在行って、消防団の加入促進に全力を尽くしているところでございます。

今後の見通しとしてはどうかということでございますけれども、人口減少及び高齢化が進んでいる中、消防団員の確保というのは非常に厳しい時代に入ってきているのではないかと思います。消防署ができた昭和47年から48年にかけての消防団員定数というのは、約1,400人程度でございました。それが現在では985名に減少しております。毎年ずっと10名程度ぐらいずつは減少してきているんですけども、1年だけは、これが増えた年があります。これは理由は、大島、長島、原島の婦人消防クラブが婦人消防団に昇格をして加入いただいた年だけは増加しておりますが、それまではずっと減少をたどってきております。

そういった中で、じゃあどうやって消防団員を確保していくかということでは現在考えているんですけども、結局やめられる団員が多くて入られる団員が少ないために減少してきております。というのは、消防団員は3年を1期とした編成替えを行っております。その折に、分団長、副分団長クラスの方々が本部に上がれない場合は、そこで後輩も上がってきますので、どうしてもやめられるわけですね。その人員というのが毎年50人程度ぐらいおられますので、そういった消防団員の方にどうか残っていただいて、地域の安心・安全のために活躍できればと現在思っているところでございます。

その例といたしまして、最近宮崎県の椎葉村のほうから、操法の研修ということで壱岐のほうに見えられましたけれども、その椎葉村も一たんやめられた団員を入れていただいて、予備団員として定数の確保をしているということでございます。

また、長崎県下においても、松浦市が条例定数と実数がほとんど同じでございます。ここもやはりやめられた団員さんを確保しているという現状があります。そういったことも考えながら、今後消防団員の確保というのには全力を尽くしていきたいと考えております。

それともう一件、常備消防と消防団との関係ということですけども、常備消防は、現在実質定数は63名でございますが、60名ほどでございます。3名ほどの減でございますけれども、あくまでも消防団と協調しながら、お互いに力を合わせながら壱岐の治安を守っていくということで頑張っております。消防団の団員規則というのは、壱岐の防災面においては非常にマイナスではないかと思っておりますし、できれば消防職員も定数のそこは少なくとも確保してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私も前、消防団員の一人でございます。あの時分、やっぱり操法大会が非常に盛り上がった時分で、どうしても若い人に移行してしまって、定年というか退職が早くなった経緯があります。昔は60代まで幹部の方は残られておったですけども、最近は45ぐらいで、私が知った範囲の消防団は45ぐらいで、もうみんな周りがやめよるけん、やめようというような形をとってありますので、年齢制限というか退職年齢を定めるのは難しいかもしれせんけれども、その辺をして少し今退団される方の年齢を引き上げるのも一つの方法かと思えます。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）から、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）まで5件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第23号から議案第27号についての質疑を終わります。

次に、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 榊原です。提案理由の中に特殊船が壊れたと、それで少し減額をしてというようなことでございますけれども、普通考えたときに、ほかの話をしますと、特殊なブルドーザーが壊れたと、そしてそれに対してそのブルドーザーの修理に時間がかかるから、

その仕事はちょっと待ってくれというようなことに私は判断したわけですね。船のほうですから、特殊船ということで日本に幾つもないと思いますけれども、そういうことでこの契約自体が減額をしてということで、ちょっと不安を感じておりますので、その辺のもし説明がありましたらお願いいたします。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘の内容は、十分御理解ができます。ただし、今回の損傷事故の原因が何であったかということが、対応の仕方も違ってくると思っております。通常は、発注者と請負者が平等の立場で請負契約を交わして、契約書に基づいてこの契約を履行するようになっております。

この契約後、請負者が注意義務を怠ったことによって履行できなかつたり、途中で工事が中断した場合は、もちろん請負者のほうに違約金の請求もできますし、契約の解除もできるようになっております。議員の考えてあるように、今請負者の責任において、目的物を発注者に必ず引き渡さなければならないということでございます。

今回は、11月30日から12月1日にかけて、異常気象による天災が原因ということで判断をいたしました。その天災、不可抗力とは、台風、地震、それから豪雨等、人力をもって防ぐことのできない異常の災害、その他社会通念上、可能な限りの防止措置を講じても抗することができない事故等で、発注者及び請負者の双方の責に帰することのできないものを不可抗力ということで、これは建設業法の解説がそういうふうになっております。

工事請負契約書の第29条にも「不可抗力による損害」という条文がございます。工事目的物の引き渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものにより、工事目的物、それから仮設物、または工事現場に搬入済みの工事材料、もしくは、建築機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実を発生後に直ちにその状況を発注者に通知をしなければならぬということになっております。

ちなみに、国土交通省の発注する公共工事の天災等の基準でございますけれども、波浪、高潮、降雨、強風、地震、津波等に起因する基準を示してあります。通常は、こういった国の基準に準じてやっているわけでございます。

その中で、今回、八幡浦の季節風、強風による場合ということで、その基準を申しますと、最大風速が毎秒15メートル以上ということになっております。今回の壱岐地方の気象データを見ますと、11月30日の午後3時ぐらいからだんだん風がひどくなって、午後7時ごろは最大風速が15メートルを記録しておいて、午後8時01分に壱岐地方に暴風波浪警報が発表されました。もちろん壱岐 博多間のフェリーもすべて欠航となっております。

その後も暴風雨は続いて、12月1日の午前0時ごろは20メートル近くの風が記録をされて

おり、15メートル以上の暴風雨が12月1日の午後3時ごろまで吹き続けております。暴風波浪警報は、12月1日の午後2時24分に注意報に変わりましたが、その後も12、3メートルの風は吹いております。

現地のほうでは、前日の12月29日の天気予報で、風が海上では北東の風が強くなるということで、それを踏まえまして、30日よりこういった波浪の対策を行っております。

作業船は、この防波堤の内側に避難をさせ、パイプ類やエアホース類の固定作業をしております。気象状況は、予報よりはるかに悪い状況となっており、先ほど申しましたように、強い風が長時間吹く状況の中で、作業船のアンカーロープが切れて、とも綱一本であって、船が移動をし始めております。これはちょっと流された時間は、はっきり確認しておりませんが、移動をし始めたということで、これを受けて夜明けを待って作業船に乗り込んで、最終手段として海底に穴をあけるケーシングパイプを海底までおろして作業船をとめたということでございます。その後も風、波ともとまることなく、船の船体やバイブルハンマー、それからケーシングパイプがぶつかって、パイプが折れたりかなり損傷をいたしております。

その後、ある程度、風がおさまってから、郷ノ浦港のほうに曳航いたしまして、専門の造船会社、あるいは船会社に調査依頼をしております。まだ最終の報告書は出ておりませんが、作業船の所有者も調査の結果を待って、先の判断をしたいということでございます。

今現在の修理の行程として、概略ですけれども、損壊をした主要な設備の分でございますけれども、こちらのほうが発注をしてから、利用者が精算を始めるということで、1年近くはかかるということでした。

以上申し上げましたように、台風並みの季節風浪が直接の起因であろうということで、請負者のほうからの聞き取り、それから同じ作業船を所有している島外の業者のほうにも、アンカー綱の張り方等を参考のために確認をさせていただきました。そういった中では、特別、今回所有者のほうの作業の怠りはなかったということで判断をいたしました。よって、天災による不可抗力ということで、請負者の負担による代替船の工事の継続ということにはならないと考えております。

先ほど議員も言われましたように、このサンドコンパクション船は、日本には10隻ぐらいしか在籍をしております。そういったことで、今の契約放棄なことも考えまして、今できている工事で積算をして、早く次の工事の段取りをして、防波堤の効果を発現したいということで考えております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 天候不良が主な原因というなら、海上のことですから作業がで

きないのはわかります。それで、工期中にできないとか、そういう理由ならわかりますけれども、船の係留したロープが切れてどうのこうのというのは、聞いた範囲で、私は業者の管理不足のような感じも受けるわけですね。そこのところがまだ内容がはっきり私もわかりませんから、ちょっと疑問に思ってこのような質問をしておりますけれども、あとで委員会でまた追求されるでしょうから、今日のところは、これで終わります。

議長（市山 繁君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 通告はしていませんけれども、今の榊原議員さんの関連で一点だけ質問いたします。

今、部長の説明では、いろいろとなされましたけれども、この特殊な船が悪天候のためにこういう状況になったと。だけど、日本には、あと10社ぐらいしか、この船がないと。ならば、この時点でほかの会社とのこの船のあれについて、連絡をとったのか。その点だけ。そして、連絡をとって、できなかったからこういう状況になったのか。そのほかの会社との連絡をとったかあっていないか、その一点だけ聞かせてください。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） この事故が発生してから、サンドコンパクション船の代替のほうの業者とは、連絡はとっておりません。といいますのは、御承知のように、このサンドコンパクション船は、1隻は壱岐に在籍をいたしております。それで、現在契約をしている内容については、壱岐での八幡港までの回航ということで設計も計上いたしております。ただそういったことで、先ほど言いました事故の原因が悪天候ということで、新たにまた施設から回航ということになりますと、もちろんそういった原因ですから天候理由もあるわけですけど、国のほうにも承認をとらなければいけません。そういったことで時間もかかるということで一応今の分で打ち切ったということでございます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時07分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成24年度老岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成24年度老岐市農業機械銀行特別会計予算について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。7番、町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 通告はしていますが、一応個別に農業機械銀行の受託費については資料をいただいていますので、この資料をもとに質問をさせていただきます。

農業機械銀行収入が1億円くらいあって、そのうちの8,000万円くらいは機械の手数料、使用手数料で収入を上げて、残りの2,665万円がいわゆる公園とかトイレとか、それから市道の整備等の受託費、要するに委託費で上げられているわけです。トイレとか公園等は、別に機械銀行だけじゃなくて、ほかに森林組合が受けたりとか、あるいは地域の団体が受けたりしているわけですが、この受託費について前も僕は聞いたんですが、どういう基準でこの受託費を出しているんだと。例えば公園だったら、広さに応じて普通は委託費を出すとか、そういう形になっているだろうと。あるいはトイレについても、便槽の数とかそういうので多分委託費を出されているだろうと思ったんですが、聞くところによると何の基準もなく、旧町が定めた委託費がそのままずっともう市になってからも引き続いて、その委託費としてそのままうめくら判で契約されているような状況やないかと正直いって思っています。この間委託費について、合併してから、まず見直しされたというところがあるのかどうか、これについて答弁をしてください。細かいことは後に、その時点で聞きますから。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

委託費の見直しをしたかということでございますけれども、議員言われますように、合併してからは、旧町でやっていた分を引き続いております。それで、一応実績に基づいて見積もりはいたしておりますけれども、大幅な見直しというのは、やっておりません。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） この機械銀行については、実はこれはほとんどが、旧勝本町のときの実は公園とかトイレについてのみ機械銀行が受託している形で全部出されています。私が見とって、同じような箇所が、例えばトイレの清掃にしても、単位面積当たりとか便槽の数によ

って多分基本的にはあるんだろうけれども、同じような面積、同じような形で公園の清掃委託費にしとって、片一方は面積が広いのに金額が安いとか、片一方は面積が大きいのに金額が高いとかあるんですが、この例えば一番高いところは、天ヶ原グラウンド清掃、週三、四回、これは社会教育課ですが103万2,000円、勝本町で、それも後ずっといっぱいあるんですけども、湯本清掃週三、四回、くみ取り連絡ですね、別にくみ取りをするわけじゃなくて、くみ取りしてくれというふうな連絡だけで、これは環境衛生課で年間44万3,000円、瀬戸も実は今度公衆トイレをつくって新しくもらったんですが、ここはたしか年間20万円だったと思います。瀬戸の2倍以上の受託金額があるわけですね。

まず、どういう基準でこういうのを定める。さっき言われるように旧町のそのままもう無条件でこう受託費をずっと出されているわけですが、これを別にもう基本的に便槽の数とか清掃状況とかできちんと基準を決めて、4町もう一緒にやらないと、非常にこれは不公平感があります。

それからもう一点、同じように機械銀行で受けているんですね。港の整備清掃業務がありますね。勝本港湾内清掃、これは水産課34万円、湯ノ本港湾内清掃6万円、これはほかの例えば郷ノ浦港とか芦辺港とか石田港とか、ああいったところも港湾清掃費はどうされているんですか、じゃあ。ちょっとそこを2点、ちょっとお尋ねします。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 1点目の基準でございますけれども、言われますように、今受託をしている施設・トイレ等も受託費はばらばらでございます。確かに便器の数は違いますし、清掃の回数、それから公園等については植栽等の面積も違いますが、確かに言われますように、そういった基準というのは設けて、平等な委託費ということが当然だろうと思っております。

それから、港湾・漁港の湾内の清掃でございますけど、今機械銀行で受けているのは、湯本と勝本港でございますけれども、芦辺、それから郷ノ浦町については、漁協で回収をする場合は、そういった予算を計上いたしておりますし、運搬についてもそうやって計上いたしております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 基本的には、やっぱりそれはおかしい話ですよ。部長もおわかりだと思いますけど。同じ港湾なのに、片一方は年間の委託費を出して、片一方は漁協に任せて、漁協が例えば芦辺港なんかは、6月なんかはアシが非常にたまって、漁船が出られんとか往生するときがあるんですが、そういうときは、かかった分は当然市が出しているわけですけども、それだったら、もう年間契約でこの港湾については、結局は別に漁協でも地域団体でも構わんと思っていると。できたら、もうできるだけこえんとは、地域とか地縁団体とかが本当は受けて、自分たちの地域のことは、自分たちの地域がやるというふうな方向でどんどんやっていったほうがいいと。もう瀬戸も今、少式公園なんかは、もう瀬戸浦会が年間50万円で受けてやって

います。もう非常に今まではもう年三、四回しかやってくれなかったんですが、今はもう個人に頼んでいますから、もうこの人たちは、暇なときはもうしょっちゅう少式公園に行って草刈りしてくれているんですよ。もう非常にきれいになっています。もうびっくりするぐらいきれいです。

だから、例えば郷ノ浦の都市公園管理、これは弁天崎から亀川から元居、今宮公園、大谷、永田ダム公園の芝管理とか花壇管理とか植栽とか遊具施設、トイレも、こういうのも僕は、その地域の人たちの公民館とか地域団体が、これを今480万円あるんですか、年間、これも地域の人たちが公民館が3つぐらい、480万円ちゅうたらもう3つの公民館のこの運営費ぐらい、これだけで賄えるぐらいこれは仕事があるんですよ。だからもうできたら、ぜひこのこういった形のお金も、ぜひ地域の公民館とか老人会とかそういった形に委託して、どんどん地域のほうが自分たちで自分たちの地域を守ると、自分たちの地域で自分たちはやっていくというふうな方向で、ぜひやってもらいたいと思います。

それから、港湾については、もうぜひこれは統一的な委託費を出してください。

それから、トイレについても、同じようにもうこれは統一すべきです。もう旧町のままで委託費をそのままもう無条件にずっと計上するというのは、もう合併して8年になるとですから、もうそろそろこういうところから一本化していかないと、いつまで経っても行政がこういうことばっかりするから、合併して8年になるとに相変わらず何々町はどうなのこうなの、だれのどこのところがどうだろこうだろとか、そういうような話ばかりです。だから行政がこげんとは率先して統一していかんやいかんと私は思います。ということで市長の答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 町田議員の今の御質問は、本当にそのとおりだと思っております。この問題につきましては、先ほど申されますように、教育委員会、あるいは市長部局、横断的でございますので、私のほうでそういったものは今言われました公園、トイレ、あるいはその港湾、そういったものがまだまだあると思います。それも含めまして統一した基準を出させます。

それから済みません、もう一つ。もう一つ、地域のことは地域でやるといういわゆる私が思っております市民力の力添え、そういったものについても、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 町田議員、ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算について、質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ありませんね。質疑がありませんので、これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第49号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定についてから議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、46件をお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）及び議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号及び議案第39号については議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時24分休憩

.....

午前11時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので御報告をいたします。予算特別委員長に、11番、豊坂敏文議員、副委員長に13番、鵜瀬和博議員に決定いたしましたので御報告をいたします。

日程第49・議案第50号

議長（市山 繁君） 次に、日程第49、議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提出の議案第50号につきましては、担当部長より説明をさせますのでよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設使用料の前納及びこの場合の減額ができるものとし、加入者のサービス向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。改正する条例案であります。

改正内容といたしましては、次のページ、資料の改正条例新旧対照表をお開き願います。第11条に第3項として「加入者は、当該年度において、納付期限内に使用料の前納ができるものとし、この場合にあつては、別に定めるところにより、使用料を減額できるものとする」を加えるものであります。

制度内容は、現行の月払い契約に加え、第3項で年払い契約をできるものとし、別に定める規則で、年払い契約者に対して減額をするものであります。

この年払い制度については、加入者からの要望も多く、指定管理者より制度的に行うという申し出があり、制度として設けるものであります。

減額をする使用料は、テレビ放送及びインターネットサービス使用料について、0.5カ月分

の減額を予定しております。なお、I P 電話使用料については対象外であります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行いたすものであります。

以上、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第50号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、総務文教常任委員会のほうに付託をいたします。

・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月6日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午前11時29分散会